

○ 鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則

〔平成 29 年 3 月 31 日〕
規則 第 103 号

鈴鹿工業高等専門学校グローバルエンジニアプログラム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）のグローバルエンジニアプログラム（以下「GEプログラム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(修業年限及び履修)

第 2 条 GEプログラムの修業年限は、学科第 1 学年から専攻科 2 年次までの 7 年間とする。

2 GEプログラムは、学科第 1 学年から履修するものとする。ただし、学科第 4 学年以降の履修については、別に定める基準に基づき履修希望者から選抜するものとする。

(履修選抜基準)

第 3 条 GEプログラムの履修選抜基準は、団体特別受験制度を含む国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）スコア及び所属学科の学業成績による。

(修了)

第 4 条 本校専攻科の修了時において、別に定める授業科目の単位を修得し、TOEIC スコアの基準を満たした者に対してGEプログラム修了証を授与する。

(他の教育機関からの入学者等)

第 5 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 21 条の規定による編入学生、学則第 22 条の規定による転入学生、学則第 61 条の規定による外国人留学生及び本校以外の高等専門学校からの本校専攻科 1 年次への入学生については、本規則を適用することができる。

(事務)

第 6 条 GEプログラムに関する事務は、学生課教務係で処理する。

(実施規定)

第 7 条 この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、校長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 28 年度以前学科入学生に係る、修業年限については、第 2 条の規定を満たしたものとみなす。